

厚木市市税条例の一部改正の骨子 ～固定資産税（償却資産）の特例措置～

1 条例改正の趣旨

平成 30 年度地方税法の改正に伴い、生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時の措置として、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置が次のとおり創設されますので、厚木市市税条例の一部を改正します。

2 税制改正内容（特例措置）

1 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

生産性向上特別措置法に基づき、市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均 3 % 以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものを対象とします。

2 特例措置の対象者「中小事業者等」

- (1) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人
- (2) 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

3 特例措置の適用期間及び対象資産

適用期間：生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得したもの

(賦課期日が 1 月 1 日のため、平成 31～36 年度課税分が対象となります。)

※「一定の機械・装置等」の詳細については、次頁を参照

特例措置における市の考え方	特例適用期間	特例割合（案）
少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境に対し、中小企業の経営基盤の強化について、税制面から強力にサポートすることで、 積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化を図る効果があると見込めるため、所有者の税負担を最大限軽減します。	適用開始年度から 3 年度分	零（ゼロ） (地方税法の規定) 零以上 1/2 以下の範囲内で市町村が条例で規定

3 施行時期

公布の日

一定の機械・装置等について

次の全てを満たすものとなります。

- 1 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの
- 2 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの
 - (1) 機械・装置 10年以内
 - (2) 測定工具及び検査工具 5年以内
 - (3) 器具・備品 6年以内
 - (4) 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 14年以内
- 3 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの
 - (1) 機械・装置 160万円
 - (2) 測定工具及び検査工具 30万円
 - (3) 器具・備品 30万円
 - (4) 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円

生産性向上特別措置法のイメージ

